

第5章 佐倉市の文化財の保存・活用に関する将来像と方向性

第1節 文化財の保存・活用に関する将来像

これまでに述べてきた佐倉市の自然・地理的環境、社会環境、歴史的環境、文化財の現状と、これらから導き出される歴史文化の特徴をふまえ、本計画では「文化財でまちを元気に！」を将来像として掲げ、文化財の保存と活用を進め、次世代への確実かつ意義のある継承へと繋げていくことを目指します。

[文化財の保存・活用に関する将来像]

文化財でまちを元気に！

この将来像の実現にあたっては、個人・コミュニティ・まちの関係から考えていくことができます。これらの関係は、次に示した図の通りです。

[将来像と個人・コミュニティ・まちの関係]

個人の心レベルで

- ☑ 文化財は地域の宝。大切な宝がそこにあるから、心豊かに暮らしていける。
- ☑ 歴史や文化財を「好き！」と思う気持ちは、「元気」(エネルギー)につながる。

個人やコミュニティの活動レベルで

- ☑ 文化財を知り、文化財に関わることで、「元気」(エネルギー)でいられる。
- ☑ 文化財を守り、継承する過程で、地域のコミュニティも「元気」になる。

まちレベルで

- ☑ 文化財を活かすことで、外から人が訪れ、まちが賑わい、「元気」になる。

歴史文化や文化財に関わっていくことは、心と頭と体を動かすことにつながり、元気の源泉になっていきます。「個人の心レベル」「個人やコミュニティの活動レベル」「まちレベル」の3つの段階・局面を踏みながら、大きな将来像の達成を目指していきます。

文化財は、地域の宝であり、大切な宝がそこにあるから心豊かに暮らしていけることにつながります。そして、歴史文化や文化財を「好き！」と思う気持ちは、「元気 (エネルギー)」へとつながっていきます。これは、個人の心のレベルでの位置付けとなりますが、実際に文化財を知りこれに関わることで、さらに「元気 (エネルギー)」で活躍することができるようになるでしょう。そして、これが波及していくことで、地域のコミュニティも「元気」となることが期待されます。個人やコミュニティの活動レベルを経るなかで、さらに文化財を活かすことで外からも人が訪れ、まちが賑わい「元気」になり、この将来像が実現されていくこととなります。

第2節 将来像の実現に向けた目標と方向性

(1) 本計画における目標と3つの方向性

先に挙げた将来像の実現のため、本計画期間中の目標として、「佐倉に関わる全ての人が、身近に歴史を感じられるまちに」なることを目指していきます。

[本計画期間における目標]

佐倉に関わる全ての人が、身近に歴史文化を感じられるまちに

佐倉市には指定・未指定を含め、様々な文化財が残っています。文化財の把握調査を推進し、指定・登録等の件数を増やし、それらの保存・活用を進めていくことはもちろんのことですが、指定・未指定の枠を越えた視点に立つことも必要です。身の回りの暮らしや土地利用、景観、生活文化の痕跡など地域の歴史文化がベースにあり、その上で注目するものが文化財であるという視点に立ち、市民にとって自らの暮らしと歴史文化を自分事に感じられるようにしていくことも、今後の文化財の継承を考えるために重要となります。

また、本市の歴史文化の魅力が伝わりきっていないがために、物理的にも心情的にも「通り過ぎるだけの佐倉市」になってしまっている点を解消していく必要があります。そして、本市の歴史文化の多様性、“会いに行ける”文化財を通して、その魅力を発見/再発見していくことを踏まえて、この目標を設定しました。

そして、これを達成するにあたり、次の3つの方向性を経ていくことを想定し、課題を整理したうえで、取組み取組みの方針と具体的な措置を計画中に位置付けます。

[本計画における3つの方向性]

方向性①



- ▶ まずは、市民・来訪者に佐倉が“歴史のまち”であることを知ってもらう

方向性②



- ▶ 文化財の魅力を通じて、“歴史のまち”佐倉に愛着を持ってもらう

方向性③



- ▶ “歴史のまち”佐倉を守る仕組みに参加してもらう

(2) 方向性の実現にあたっての大きなプロセス

これらの3つの方向性を実現していくにあたり、大きなプロセスとなる【大方針】をそれぞれの方向性に設定します。その設定のねらいについて、次の通り整理します。

方向性① 「知らない」を「知っている」に ～把握調査・情報発信～

を実現するための大きなプロセス

まずは、「知らない」を「知っている」という状態、つまり佐倉が“歴史のまち”であることを知ってもらうことが必要です。

多くの情報があふれかえる現代社会の中で、様々な手段で他者とつながりたい・共感したいという想いは強まっています。近年では SNS 等を通じた共感の創出が一般化しており、コロナ禍により、さらに情報が錯綜・混乱している現状にあります。その中で、情報を発信していくことはもちろんのこと、情報の正確さとそれをどのように伝えていくのがより重要視されています。

本計画では、その実現にあたっての大きなプロセスとして、次の3つの【大方針】を掲げます。

【大方針① 把握調査の推進と、正確かつ魅力的な情報の掘り起こし】

「知らない」を「知っている」状態にしていくためには、情報発信が不可欠ですが、発信する情報が確かなものでなければ意味がありません。把握や調査が不十分な文化財の把握調査、文化財の指定・登録を進め、正確かつ魅力的な情報を掘り起こしていくことで、情報の質を高めていきます。

【大方針② より訴求力の高い一貫した情報発信方法の設定】

また、情報を発信していく際に、散発的・単発的に続けていくだけでは、文化財の本質的な価値を理解し、佐倉の歴史文化を知ってもらうことが難しくなります。そのため、情報発信のシチュエーションにはどういったものがあるのか、その際にどういったメッセージを、誰に、どのように伝えていくのかを整理・検討し、一貫したより訴求力の高い情報の発信方法を設定します。加えて、それに基づいた普及啓発を行うことで、佐倉の歴史文化への理解をできるだけ深く浸透することができるようにします。

【大方針③ 効果的・継続的な情報発信】

実際の情報発信にあたっては、効果的かつ継続的な方法により、これを確実なものとしていきます。若い世代を対象とした SNS 等の活用や「佐倉デジタルアーカイブ」など既存／新規のツールの活用や各地域の展示スペースや佐倉市立美術館などで本市の歴史文化に関する幅広い展示の充実などが挙げられますが、それぞれの発信の中で大方針①・②を十分に反映したものとします。

を実現するための大きなプロセス

そして、「知っている」を「好き」になってもらう、つまり文化財の魅力を通じて“歴史のまち”佐倉に愛着を持ってもらうように種々の取組みを行っていきます。

そのためには、佐倉市の歴史文化、文化財の強み、他都市との違いはどのようなところにあるのかを踏まえたうえでの保存・活用が必要となります。文化財の活用の主軸の一つである教育においては、新学習指導要領の中で小・中・高等学校を通じて「主体的・対話的で深い学び」を実現することが目指され、「探求学習」が重要視されています。また、別の主軸の一つである観光においても、文化観光はもちろんのこと、その地域の歴史文化についての探求や、現地での交流といった要素に対するニーズが高まっています。また、文化財の保存整備にあたっては、こうした活用を前提とした適切な維持管理を行っていくことが求められています。

本計画では、その実現にあたっての大きなプロセスとして、次の3つの【大方針】を掲げます。

【大方針① 他都市との差異を明確にしたブランディング】

文化財の保存・活用の前提として、本市の歴史文化の特徴を活かし、他都市との差異を明確にしたブランディングを行い、文化財の保存・活用に対する魅力向上を図ります。これにより、本市の文化財、歴史文化がより魅力的なものとして映り、“歴史のまち”佐倉に愛着をもってもらうことへとつなげます。

【大方針② 教育・観光面での活用による魅力を繰り返し伝える機会の提供】

そして、活用の点では、教育・観光に力を入れ、魅力を繰り返し伝える機会を提供していきます。現在の教育・観光のニーズとして挙げられる「探求」や「学び」と、本市の強み・特徴を活かした取組み取組みを行うことで、佐倉への愛着を深めていく導線を継続的に確保していくことができます。

【大方針③ 佐倉の魅力の源となる文化財の適切な維持管理・整備】

また、文化財の適切な維持管理・整備があつてこそ、積極的な活用が可能となります。保存整備にあたっては、適切な保存であることはもちろんのこと、魅力向上、効果的な活用につながる方法を選択・検討していくことで、より「好き」になっていくことへとつなげていきます。

方向性③

「好き」を「守りたい」に ～継承・担い手確保・体制整備～

を実現するための大きなプロセス

さらに、「好き」な状態を一步推し進め「守りたい」という思いへとつなげ、より多くの人々が“歴史のまち”佐倉を守る仕組みに参加してもらうための取組み取組みを行なっていきます。

近年、文化財を取り巻く環境は大きく変化し、文化財の保存・活用が進んでいくなかで、各種団体や民間事業者など文化財に関わる人々は多くなることが想定されます。そうした動きが促進されることで、これまでにない波及効果を生み出すことも期待されます。文化財の継承にこれまでかかわってきた文化財の所有者・管理者や専門家・有識者との連携を図り、新たな担い手を確保しつつ文化財を支える体制を整備することで、新たな効果を「守りたい」という思いと文化財の継承により有益なものとしていきます。

本計画では、その実現にあたっての大きなプロセスとして、次の3つの【大方針】を掲げます。

【大方針① 市民の歴史文化への思いをかたちにするための支援】

市民が文化財、歴史文化に関する様々な取組みを行う中で、市民の歴史文化への思いをかたちにすることで、文化財を「守りたい」という思いを具体的なものにしていきます。地域の伝統芸能・行事に対する継続的な支援に加え、モデルケースとなり得る事例のノウハウを共有し、文化財で地域を元気にするプレイヤー、アドバイザーとなってもらうことで、文化財を「守りたい」という機運を醸成していきます。

【大方針② 次世代の文化財を守る人材、担い手の確保・育成】

そして、次世代の文化財を守る人材、担い手の確保・育成を行い、地域全体での文化財の継承を確かなものへと進めていきます。文化財を「好き」になり「守りたい」という機運が盛り上がった際に、受け皿としての仕組み・支援がなければ、こうした思いは結実しません。文化財に関わる人々、団体が多くなるなかで、新たな担い手を確保していくことで、より確かな継承へと結びつけていきます。

【大方針③ 文化財を支える体制の構築】

「守りたい」という思いを持続的なものにしていくには、文化財を支える様々な体制をともに構築しなければなりません。防犯・防災対策、より望ましい保存環境の構築、活用・公開のあり方、文化財保護制度への理解など、近年変化しつつある文化財を取り巻く環境に対応した体制の構築と財源の確保を進め、計画の推進・進行管理を行い、実効性を確かなものとしていきます。

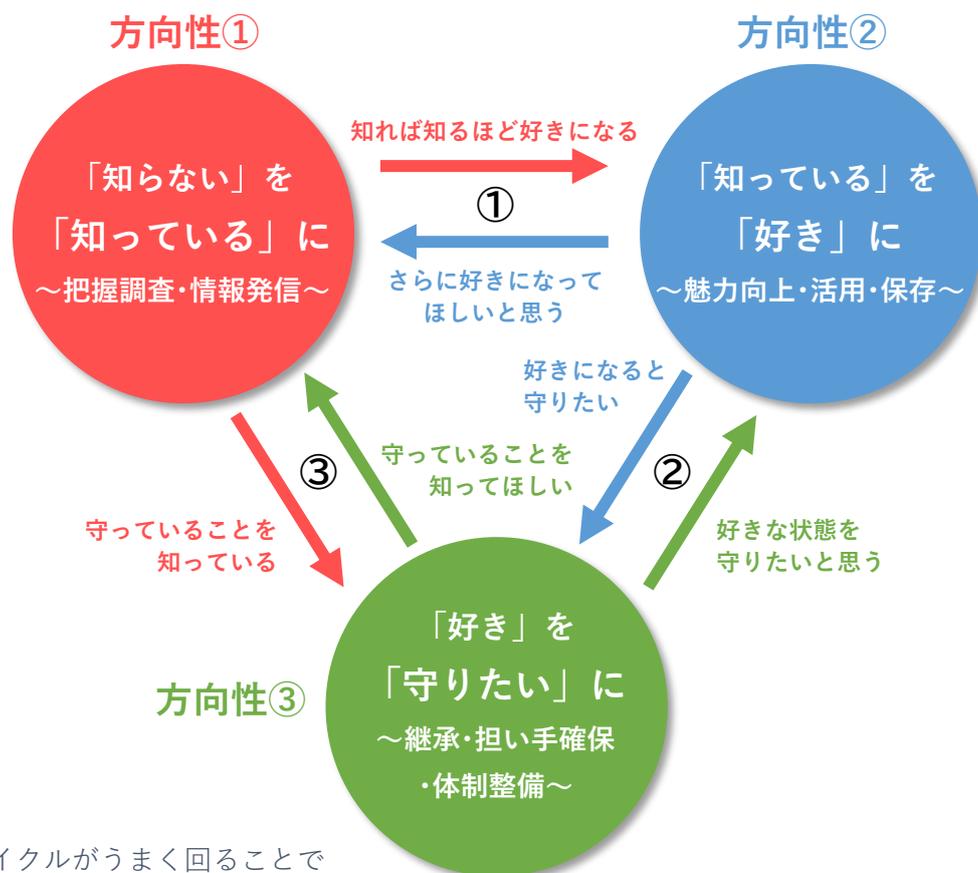
(3) 3つの方向性の関係

本計画では、これらの方針に基づきプロセス・流れを経ることで3つの方向性を実現し、将来像へとより近づいていくことができると想定しています。

また、この3つの方向性は段階的に移行していく部分もありますが、相乗的に影響しあうものであり、必ずしも一方通行ではありません。その関係性を図示すると次の通りです。

[3つの方向性の関係]

3つの方向性は一方通行ではない



* このサイクルがうまく回ることで
佐倉の文化財、歴史文化が保存・活用され
文化財によってまちが元気になっていく

① 知れば知るほど好きになる・さらに好きになってほしいと思う

継続的・効果的な情報発信により、価値ある情報・魅力ある情報を繰り返し伝えていくことで、佐倉の文化財、歴史文化がより魅力的なものとして映り、知れば知るほど「好き」になるきっかけを生み出すこともできます。そして、自分が「好き」なもの、いわゆる「推し」、人に薦めたいと思うほどに好感を持っているものとなれば、他者とその想いを共有したい、さらに「好き」になってほしいと思うようになります。「好き」になった層自らが発信し、「知らない」層へのさらなるアプローチが可能となります。

② 好きになると守りたい・好きな状態を守りたいと思う

また、佐倉の歴史文化、文化財に好感を持っている層が厚くなることで、「好き」という状態を維持し「守りたい」という思いがより強くなることが期待されます。そして、そのための取組みに主体的に様々なかたちで参画する人々・団体が増えることにより、文化財と地域をとりまく環境が好転していくことが想定されます。

③ 守っていることを知ってほしい・守っていることを知っている

さらに、様々なかたちで文化財の保存・活用に関する取組みに参画する人々・団体には、自分たちや関連する取組みをもっと知ってほしいという思いが広がり、自らが発信する側にまわることもあります。この思いをもつ人々や団体は、文化財や歴史文化に関わる情報発信における良質な発信源です。想いのこもった質の高い情報が発信され、文化財、歴史文化を守っていることが知られるようになると、文化財、歴史文化に関わる取組みが地域を元気にする意義のあるものとして、浸透していくことにもつながります。

このように、3つの方向性が相互に関係しあい、このサイクルがうまく回っていくことで佐倉の文化財、歴史文化の保存と活用が進み、文化財によってまちが元気になっていくという将来像・目標が達成されることを想定しています。

第3節 文化財の保存・活用に関する課題と方針

次に、文化財の保存・活用に関する課題・方針を整理します。上位・関連計画、市民意識調査、佐倉学意識調査、策定協議会の検討の中で出た現状や課題を文化財の保存・活用に関する将来像・目標・3つの方向性を踏まえて整理しました。本節では、大方針とそれに関わる課題を挙げ、この解決に向けた流れの具体化を【方針】として位置付け、列挙します。

方向性① 「知らない」を「知っている」に ～把握調査・情報発信～

に関する課題

【大方針① 把握調査の推進と、正確かつ魅力的な情報の掘り起こし】に関する課題

- ✓ 神社や寺院が所有する中世以前の美術工芸品（彫刻）など、現状を把握できていない文化財がある。
- ✓ 市内重要遺跡など把握はされているが、調査が不十分または更新が必要な文化財がある。
- ✓ 把握調査は進んだものの指定・登録に至っていない文化財があり、近世以前の指定・登録件数が不足している。

これらの課題解決に向けた流れの具体化…

↳ 方針① 情報発信の前提となる把握調査や指定・登録の推進

【大方針② より訴求力の高い一貫した情報発信方法の設定】に関する課題

- ✓ シティプロモーションによるブランドメッセージの訴求力が低く、豊富な歴史文化を持つ佐倉の魅力が十分に知られていない。
- ✓ 歴史文化に対しては多様な価値観や捉え方が存在することから、学びの押しつけが危惧される。
- ✓ 佐倉の歴史文化や文化財を「知らない」人の興味・関心を引く情報発信がなされていない。

これらの課題解決に向けた流れの具体化…

↳ 方針② 佐倉の歴史文化を「知らない」人に向けたメッセージの創出

- ✓ 文化財の持つ価値や魅力が知られておらず、文化財を保存・活用する意義が浸透していない。
- ✓ 歴史文化や文化財に興味のない層が、これらを知る機会が少ない。
- ✓ 地域住民が文化財に足を運ぶ機会が少ない。

これらの課題解決に向けた流れの具体化…

↳ 方針③ メッセージを踏まえた「追体験」「新体験」による普及啓発

【大方針③ 効果的・継続的な情報発信】に関する課題

- ✓ SNSをはじめとする ICT を活用した情報発信が不足している。
- ✓ 指定・登録文化財に比べ、未指定文化財は通常公開されていないため、知る機会が少ない。
- ✓ 佐倉の歴史文化の特徴やこれに関わる文化財について満遍なく情報が発信されていない。
- ✓ 個別の文化財調査に関する成果の周知が不足している。
- ✓ 情報発信されていることが周知されていない。

これらの課題解決に向けた流れの具体化…

↳ 方針④ 既存・新規のツールを活かした効果的な情報発信

- ✓ 博物館のような展示施設がなく、佐倉の歴史文化に関わる文化財を直接目にする機会が少ない。
- ✓ 各地区の既存の展示スペースの機能・役割が十分に活かされていない。
- ✓ 佐倉市立美術館の展示の魅力が十分に伝わっていない。

これらの課題解決に向けた流れの具体化…

↳ 方針⑤ 歴史文化に関する継続的で幅広い展示の充実

方向性②

「知っている」を「好き」に ～魅力向上・活用・保存～

に関する課題

【大方針① 他都市との差異を明確にしたブランディング】に関する課題

- ✓ 佐倉城跡や印旛沼が佐倉市の象徴として概ね共通認識となっているものの、文化財の保存・活用の面でブランドイメージの確立には至っていない。
- ✓ 市民にとって佐倉市のアピールポイントが明確になっていない。

これらの課題解決に向けた流れの具体化…

↳ 方針⑥ 佐倉城跡や印旛沼の魅力を活かしたブランドイメージの確立

- ✓ 佐倉学は、市の取組みとして一定の評価は得られており、改善を図りながら継続していく必要がある。
- ✓ SDG s や探求学習などの新たな教育の観点と、文化財の活用が組み合わされていない。
- ✓ 学校教員だけでは佐倉学に関する取組みの継続的な実施に限界がある。
- ✓ 佐倉学の対象が幕末・明治の人物に偏っているというイメージが強く、実際の取組みとの齟齬がある。

これらの課題解決に向けた流れの具体化…

↳ 方針⑦ 佐倉学に関する事業・体制の見直し

- ✓ 佐倉城跡や旧城下町周辺における地域の特徴を活かした一体的な景観形成が不足している。
- ✓ 印旛沼周辺や旧城下町周辺におけるデザインの統一性や視認性が不足している。
- ✓ 歴史的建造物の減少や空き地や駐車場の増加により、まち並みの連続性が損なわれている。
- ✓ 魅力的な眺望景観が、周知不足などにより資源として十分に活かされていない。
- ✓ 「歴史のまち佐倉」として、旧城下町周辺や駅周辺における歴史的な景観や文化が感じられなくなっている。

これらの課題解決に向けた流れの具体化…

↳ 方針⑧ 「歴史のまち佐倉」にふさわしいまち並み・沿道景観の形成

【大方針② 教育・観光面での活用による魅力を繰り返し伝える機会の提供】に関する課題

- ✓ 実際に体験し、楽しみながら学ぶことのできる機会が少ない。
- ✓ 子どもたちの地域への愛着が、学年が上がるほど徐々に薄れている。
- ✓ まちの歴史についての関心が低く、文化財を活かした学習を通じた改善が必要。
- ✓ 佐倉市に住む・好む理由として「歴史文化」が上位に挙がらない。
- ✓ 効果的・効率的な学びを促進する ICT 教育と、佐倉学・文化財の学習の連携が十分でない。

これらの課題解決に向けた流れの具体化…

↳ 方針⑨ 体験型による新たな“楽しい”佐倉学の展開

- ✓ 佐倉市の歴史文化の特性・強みを活かした体験プログラムが不足しており、観光コンテンツとして十分に活かされていない。
- ✓ 若い世代を中心とした観光客の特性に合わせた施策が不足している。
- ✓ ニューツーリズムが今後のトレンドとして注目されているなかで、佐倉市の特性が活かされていない。

これらの課題解決に向けた流れの具体化…

↳ 方針⑩ 本市の特性を活かした新たな観光スタイルの展開

- ✓ 市内を訪れた観光客の消費を促す施設や拠点が旧城下町周辺で不足している。
- ✓ 消費活動が市外に流出し、地域経済循環率が非常に低くなっている。
- ✓ 観光客の誘致に向けた旅行会社等への直接的なアプローチが不足している。
- ✓ 日本遺産などのコンテンツや成田空港に近い立地が十分に活かされておらず、観光客増加に繋がっていない。

これらの課題解決に向けた流れの具体化…

↳ 方針⑪ 観光客の誘致・消費促進に向けた拠点整備と連携体制の構築

- ✓ 宿泊施設や飲食店、休憩場所が少なく、観光客の滞在時間が短い。
- ✓ 文化財をまわるための移動手段や、歩行環境が充実していない。
- ✓ まちなかの歴史文化に関する案内・誘導サインが不足しており、文化財の案内が十分でない。

これらの課題解決に向けた流れの具体化…

↳ 方針⑫ 誰でも気軽に訪れることができる回遊機能の強化と環境整備

【大方針③ 佐倉の魅力の源となる文化財の適切な維持管理・整備】に関する課題

- ✓ 歴史的建造物を公開していくため、適切な管理と修繕が必要。
- ✓ 観光誘致・消費促進の拠点となりうる旧今井家住宅や旧平井家住宅の活用に向けた保存整備が十分に行われていない。
- ✓ 市所有以外の文化財の計画的な補修が必要。

これらの課題解決に向けた流れの具体化…

↳ 方針⑬ 歴史的建造物の保存整備

- ✓ 公開されている史跡・名勝・天然記念物の維持管理が部分的に不十分であり、文化財の魅力を損なっている。
- ✓ 保存整備・活用が見込まれる史跡などの今後のあり方について、十分に検討が行われていない。

これらの課題解決に向けた流れの具体化…

↳ 方針⑭ 史跡・名勝・天然記念物の管理整備

方向性③

「好き」を「守りたい」に ～継承・担い手確保・体制整備～

に関する課題

【大方針① 市民の歴史文化への想いをかたちにするための支援】に関する課題

- ✓ 祭礼に携わる地元住民の高齢化に対し、新たに活動する住民が不足している。
- ✓ 継承活動を行う中、発表の機会や場、それに関する情報が不足している。
- ✓ 継承活動がある程度進んでいるものとそうでないものがあり、進捗に差が生じている。

これらの課題解決に向けた流れの具体化…

➡ 方針⑮ 伝統芸能活動団体を「地域を元気にするプレイヤー」に

【大方針② 次世代の文化財を守る人材、担い手の確保・育成】に関する課題

- ✓ 市民や民間団体等の文化財や歴史文化に関わる活動へのニーズがわからず、人材育成につながらない。
- ✓ 地域まちづくり事業の認知度が低い。
- ✓ 担い手不足により自治会活動の維持が難しくなっている。

これらの課題解決に向けた流れの具体化…

➡ 方針⑯ 市民や民間団体等のニーズを踏まえた地域住民との連携体制の構築

- ✓ 所有者や管理者などの担い手の高齢化が進んでおり、新たな担い手が不足している。
- ✓ 新たな担い手として民間団体等による文化財の商業利用が想定され、この対応の体制の整備が不十分。
- ✓ 市民が地域の文化財の保存・活用に参画するための窓口がないために、主体的に関わっていない。

これらの課題解決に向けた流れの具体化…

➡ 方針⑰ 歴史文化を受け継ぐ新たな担い手の育成と円滑な継承

【大方針③ 文化財を支える体制の構築】に関する課題

- ✓ 文化財を守っていくための役割分担が明確でない。
- ✓ 地域の文化財を守るための防災・防犯対策が求められている。
- ✓ 文化財保護の制度に対する庁内や市民の理解が得られておらず、制度が活かしきれていない。

これらの課題解決に向けた流れの具体化…

↳ 方針⑱ 文化財を守るための持続可能な保存・管理体制の構築

- ✓ 維持・管理や活用に要する費用の財源が十分でない。
- ✓ 個人や地域でその文化や文化財を担っていくことが、資金的に難しくなっている。
- ✓ 市以外の補助金や民間等の助成金の導入が求められるが、資金調達に関する情報が共有されていない。

これらの課題解決に向けた流れの具体化…

↳ 方針⑲ 文化財を守るための持続可能な財源の確保

- ✓ 文化財所有者・管理者のニーズ、保存の実態について十分に把握がなされていない。
- ✓ 文化財の適切な保存環境について行政、文化財所有者・管理者、専門家・有識者、関連機関といった文化財の各関係者の情報共有が十分でない。
- ✓ 埋蔵文化財の保護に関わる諸手続きについて、開発事業者から理解を得られていない。
- ✓ 専門家・有識者と文化財所有者・管理者、市民との連携を図る専門職員・担当職員のスキルアップを随時図っていかなければならない。

これらの課題解決に向けた流れの具体化…

↳ 方針⑳ 文化財の望ましい保存環境の構築・提案

- ✓ 市の博物館施設が無く、文化財を統括する体制が十分でない。
- ✓ 文化財同士の面的な繋がりや連動が乏しく、各地区の展示スペースが十分に活かされていない。
- ✓ 市内で実施されている各展示事業の核となる施設・組織・人材が十分でない。

これらの課題解決に向けた流れの具体化…

↳ 方針㉑ 展示スペースの確保とネットワーク化による「まちの博物館化」

- ✓ 既存事業の評価を踏まえた取組みが十分でない。
- ✓ 各課と連携した文化財の活用や維持・管理が十分でなく、計画の推進にあたっては、庁内連携の強化や適切な進捗管理が求められる。

これらの課題解決に向けた流れの具体化…

↳ 方針㉒ 地域計画の推進・進行管理による実効性の確保

第6章 文化財の保存・活用に関する措置と推進体制

本章では、課題解決に向けた流れの具体化である【方針】と、具体的な【措置】について概要をまとめます。また、それらを踏まえた文化財の保存・活用に関する推進体制について整理していきます。

第1節 文化財の保存・活用に関する措置の考え方

第5章の第2節と第3節では、文化財の保存・活用に関わる課題解決に向けた大きな流れとして【大方針】を、課題解決に向けた流れの具体化として【方針】を設定しました。これを踏まえ、本章では、各方針に基づく【措置】を設定し、具体的な取組みを実施していくとともに、各措置のうち、計画期間中に市として特に力を入れていくものについては「重点措置」として位置付け、重点的に推進します。次ページでは、将来像から3つの方向性や大方針、課題、方針に紐づいた措置までを体系的に整理し、体系図として示しています。また、方針と措置の概要については、次節で概要表としてまとめています。

なお、措置の実施にあたっての財源は、市費や県費、文化庁及びその他の関係省庁の国庫補助金やデジタル田園都市国家構想交付金、その他民間資金など、様々な種類での確保に努め、関係各所と連携して進めることとします。

[措置の概要表の見方]

計画期間中の重点措置は●赤太字で表記。

実施期間はおよそ前期:3年間、中期:2年間、後期:3年を想定。

No.	措置(事業名)	取組主体	実施期間		
			前期	中期	後期
1	●現状の把握が不十分な未指定文化財の把握調査	◎行政			
	現状の把握が不十分となっている分野・時代の未指定文化財について把握調査を進める。本計画の中では、まず市内の寺社が所有する古代・中世の美術工芸品の把握に努める。				

[取組主体の凡例]

- 「◎」: 中心となって実施する主体
- 「・」: 協働して参画する主体

[取組主体の内訳]

- 行政** : 文化財部局(文化課)/各担当課/国・県
- 市民** : 市内在住・在勤者/本市の文化財・歴史文化に興味を持つ人々/各自治会・各まちづくり協議会/各商店会等
- 所有者** : 文化財の所有者及び管理団体・伝承団体
- 審議会** : 佐倉市文化財審議会/
佐倉市市民文化資産運用委員会/
史跡井野長割遺跡整備検討委員会など
- 学識者** : 学識経験者/専門機関/高等教育機関
- 民間団体** : 民間団体・ボランティア団体・観光団体・民間事業者など
- 学校** : 市内/市外の小学校・中学校・高等学校

[実施期間の凡例]

- 実線**: 措置を重点的に実施する期間(開始) (終了)
- 点線**: 措置を継続的に実施する期間(開始) (終了)

※例①(措置1、措置22ほか)



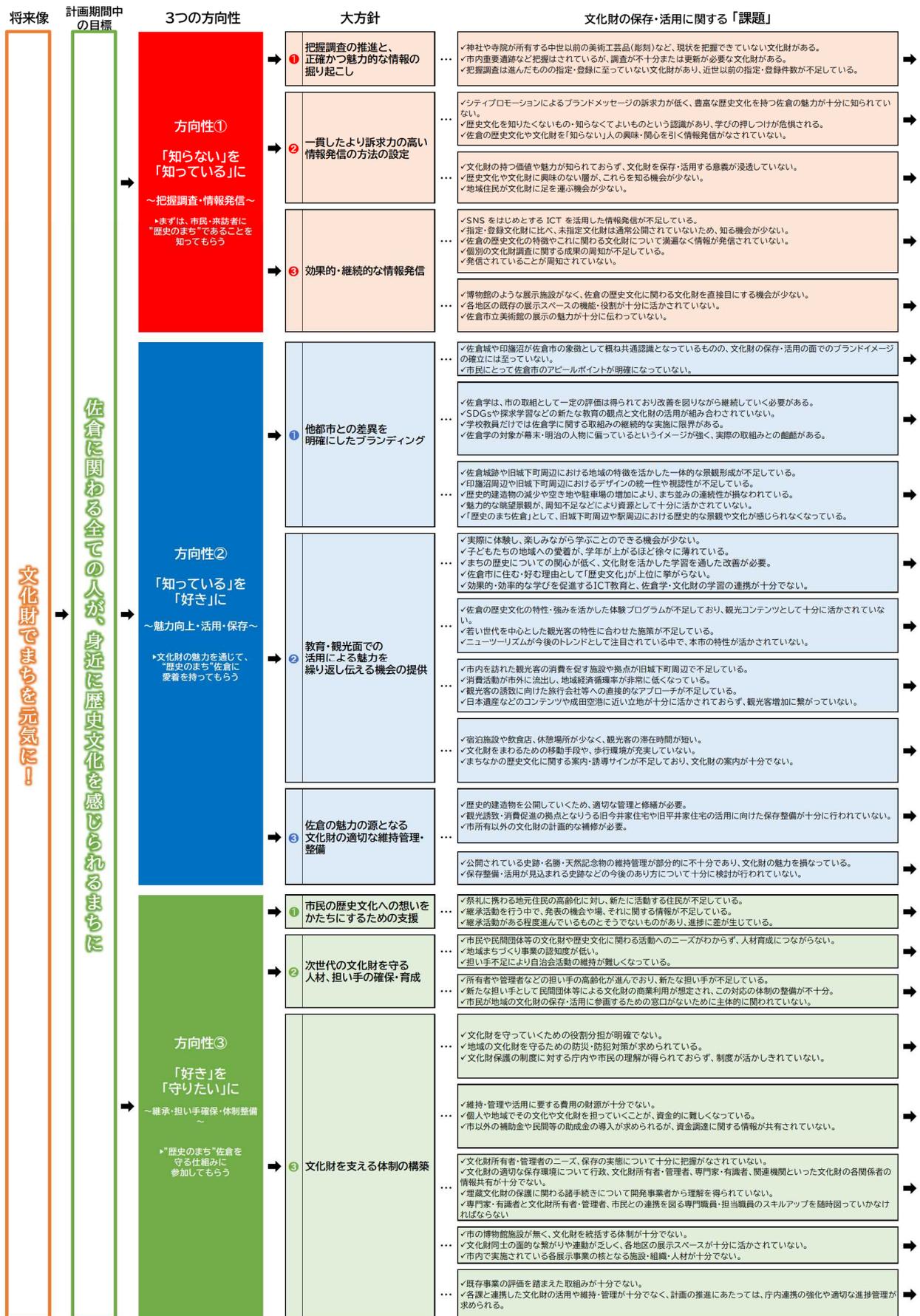
前期は重点的に実施し、中・後期にかけては前期で実施した成果を継続していく。

※例②(措置12)



前期・中期・後期の各期で重点的に実施する。

[文化財の保存・活用に関する措置の体系図]



文化財の保存・活用に関する「方針」

➡ ①	情報発信の前提となる把握調査や指定・登録の推進
➡ ②	佐倉の歴史文化を「知らない」人に向けたメッセージの創出
➡ ③	メッセージを踏まえた「追体験」「新体験」による普及啓発
➡ ④	既存・新規のツールを活かした効果的な情報発信
➡ ⑤	歴史文化に関する継続的で幅広い展示の充実
➡ ⑥	佐倉城跡や印旛沼の魅力を活かしたブランドイメージの確立
➡ ⑦	佐倉学に関する事業・体制の見直し
➡ ⑧	「歴史のまち佐倉」にふさわしいまち並み・沿道景観の形成
➡ ⑨	体験型による新たな“楽しい”佐倉学の展開
➡ ⑩	本市の特性を活かした新たな観光スタイルの展開
➡ ⑪	観光客の誘致・消費促進に向けた拠点整備と連携体制の構築
➡ ⑫	誰でも気軽に訪れることができる回遊機能の強化と環境整備
➡ ⑬	歴史的建造物の保存整備
➡ ⑭	史跡・名勝・天然記念物の管理整備
➡ ⑮	伝統芸能活動団体を「地域を元気にするプレイヤー」に
➡ ⑯	市民や民間団体等のニーズを踏まえた地域住民との連携体制の構築
➡ ⑰	歴史文化を受け継ぐ新たな担い手の育成と円滑な継承
➡ ⑱	文化財を守るための持続可能な保存・管理体制の構築
➡ ⑲	文化財を守るための持続可能な財源の確保
➡ ⑳	文化財の望ましい保存環境の構築・提案
➡ ㉑	展示スペースの確保とネットワーク化による「まちの博物館化」
➡ ㉒	地域計画の推進・進行管理による実効性の確保

文化財の保存・活用に関する「措置」(●赤字は重点施策)

...	1 ●現状の把握が不十分な未指定文化財の把握調査
...	2 市内重要遺跡の調査
...	3 把握調査が完了した文化財の指定・登録の推進
...	4 ●佐倉の歴史文化を「知らない」人をターゲットとしたメッセージの整理・検討
...	5 ●文化財のもつそのものの価値や魅力を深く知ってもらう「追体験」の企画・実施
...	6 ●文化財の持つそのものの価値や魅力に別の価値を付加する「新体験」の企画・実施
...	7 ●若い世代を対象としたSNS等の活用による戦略的な情報発信
...	8 ●文化財の情報をまとめた冊子の編集・発行・販売
...	9 ●「佐倉市デジタルアーカイブ」による情報公開の推進
...	10 他部署事業や民間企業、ボランティア団体、市民の取組みと連携した情報発信の推進
...	11 ●歴史文化に関する文化財の実物展示と、各地区の展示スペースの機能・役割の見直し
...	12 佐倉市立美術館における城下町の歴史文化を踏まえた展示の企画・実施
...	13 ●シティプロモーションにおける佐倉城跡や印旛沼に関する魅力の明確化
...	14 「3つのとなり」を踏まえたターゲットの明確化
...	15 ボランティア団体などの地域人材を活用した講師の育成・研修の実施
...	16 ●佐倉学におけるSDGsや探求学習などの新しい観点による幅広い文化財の活用
...	17 佐倉学のコンテンツの情報共有に向けた庁内各課との連携体制の構築
...	18 周囲の修景などによる景観の視認性・統一性の向上
...	19 まち並みの連続性に配慮した沿道景観の誘導
...	20 文化財の現地見学や文化施設を活用した出前講座・検定の実施
...	21 ●各小学校区を対象とする「わがまち探検隊」(仮)の結成
...	22 ●「佐倉市GIGAスクール構想」と連携したICTを活用した情報教育の展開
...	23 ●日本遺産を活用した体験プログラムの造成・販売・ブラッシュアップ
...	24 ●「学び」のコンテンツを活かした校外学習・教育旅行の誘致
...	25 ニューツーリズムと潜在的なコンテンツを融合させた新たな観光スタイルの提案
...	26 「城下町地区」における観光拠点の整備
...	27 県や他自治体、観光協会、旅行会社等と連携したキャンペーンの実施
...	28 拠点間をつなぐ交通手段の整備によるアクセシビリティの向上
...	29 快適なまち歩き空間の創出と休憩場所の整備
...	30 各地区の展示施設や観光施設、飲食店等と連携したモデルコースの作成と相互利用の促進
...	31 文化財に関するマップやデジタルデバイスと連動した案内板の設置
...	32 ●文化財施設をはじめとする歴史的建造物の日常的な管理と周期的な保存修理
...	33 ●旧今井家住宅・旧平井家住宅の効果的な活用・魅力向上のための保存整備
...	34 個人や寺社所有文化財の計画的な補修・大規模修繕の検討・促進
...	35 公開されている史跡・名勝・天然記念物の管理整備
...	36 井野長都遺跡などの史跡の保存整備の促進・活用あり方の検討
...	37 ●地域の伝統芸能の普及の促進
...	38 ●継承活動におけるモデルケースの確立とノウハウ波及に向けた支援
...	39 文化財や歴史文化に関わる市民や民間団体等のニーズの把握
...	40 自治会が実施する地域まちづくり事業の支援
...	41 民間団体等による短期・長期的な文化財の利活用の促進
...	42 文化財の保存・活用を担うボランティア団体の活動支援や窓口の設立
...	43 文化財に関わる各主体の役割分担の明確化とその周知
...	44 適切な保存・管理や防犯対策に向けた定期的な見回りとヒアリングの実施
...	45 災害発生時の文化財の状況把握・保存整備の体制構築
...	46 今後の市独自の文化財登録制度の検討
...	47 ●文化財の所有者・管理者・伝承団体への補助金の交付や民間助成金の導入支援
...	48 ●文化財施設の入館料・使用料などの収入の維持・拡大
...	49 ふるさと納税・クラウドファンディングの導入による財源の維持・拡大
...	50 資金調達に向けた継続的な情報収集の実施
...	51 ●保存環境の実態に関する調査と、より望ましい保存環境の構築・提案
...	52 ●埋蔵文化財の保護に関わる諸手続きの見直し
...	53 文化財所有者・管理者や関連機関との連携を図る専門職員・担当職員の育成
...	54 ●展示・収蔵スペースの確保・維持とネットワーク化
...	55 文化財の保存・活用を担う文化財担当部局としての体制と人材の確保
...	56 既存の施策・事業に関する評価・検証
...	57 地域計画の推進に向けた進捗管理体制の確立
...	58 定期的な評価・検証を踏まえた段階的な施策の展開

第2節 文化財の保存・活用に関する措置

方向性① 「知らない」を「知っている」に ～把握調査・情報発信～

【大方針① 把握調査の推進と、正確かつ魅力的な情報の掘り起こし】

▶方針① 情報発信の前提となる把握調査や指定・登録の推進

把握調査が十分でない美術工芸品をはじめとする未指定文化財の把握調査を進めていきます。あわせて市内重要遺跡の調査を計画的に行います。これらの成果をもとに未指定文化財の指定・登録を進め、文化財の保護をより確かなものとしていきます。

No.	措置(事業名)	取組主体	実施期間		
			前期	中期	後期
1	●現状の把握が不十分な未指定文化財の把握調査	◎行政			
	現状の把握が不十分となっている分野・時代の未指定文化財について把握調査を進める。本計画中では、まず市内の寺社が所有する古代・中世の美術工芸品の把握に努める。				
2	市内重要遺跡の調査	◎行政			
	市内重要遺跡にリストアップされている遺跡の調査を進める。計画的に調査を実施するとともに、調査報告書の編集・刊行を行う。				
3	把握調査が完了した文化財の指定・登録の推進	◎行政 ・所有者 ・学識者 ・審議会			
	未指定文化財のうち、把握調査が完了し指定・登録にふさわしい文化財の状況を整理し、所有者との調整を図ったうえで、それぞれの指定・登録を推進する。特に考古資料、美術工芸品には未指定ながら重要な文化財が多く所在するため、これらを優先して行う。				

【大方針② より訴求力の高い一貫した情報発信方法の設定】

▶方針② 佐倉の歴史文化を「知らない」人に向けたメッセージの創出

佐倉の歴史文化を「知らない」人や初学者をターゲットとして、どのようなメッセージが有効であるかを整理・検討し、一貫した情報発信が行うことができるようにしていきます。

No.	措置(事業名)	取組主体	実施期間		
			前期	中期	後期
4	<p>●佐倉の歴史文化を「知らない」人をターゲットとしたメッセージの整理・検討</p>	<p>◎行政 ・市民 ・民間団体</p>			
	<p>佐倉の文化財、歴史文化に関する情報発信を行っていきうえて、これを「知らない」人に向けて、どういった情報を発信するのか、その内容、手段を整理・検討し明確にする。整理・検討にあたっては、佐倉市シティプロモーション戦略を参照しながら、発信の方法・内容が押し付けにならないようなあり方、時代の流行・潮流を考慮する。情報発信を継続するなかでも、その反応、リーチ数などを参考に改善を図りながらより効果的な情報発信の方法を模索していく。</p>				

▶方針③ メッセージを踏まえた「追体験」「新体験」による普及啓発

今後も「追体験」と「新体験」の2つの方向性による普及啓発を継続するとともに、方針②で整理・検討したメッセージを踏まえたものへと改善を図ることで、文化財の保存・活用の意義を効果的に伝えていきます。

No.	措置(事業名)	取組主体	実施期間		
			前期	中期	後期
5	<p>●文化財の持つそのものの価値や魅力を深く知ってもらう「追体験」の企画・実施</p>	<p>◎行政 ・市民 ・民間団体</p>			
	<p>文化財の持つそのものの価値や魅力をより深く知ってもらうための普及啓発事業を行う。歴史考証を十分に行い、リアリティ追求のための専門的な知識とそれをどのように提示するのかの工夫を図り、佐倉の歴史文化、文化財を知る特別な機会を提供する。 例としては、甲冑試着会、サムライ散歩などの佐倉の武家文化の追体験、井野長割遺跡での縄文時代のくらし体験、土器づくり体験のほか、最先端の映像技術（VR/AR）などが挙げられる。</p>				
6	<p>●文化財の持つそのものの価値や魅力に別の価値を付加する「新体験」の企画・実施</p>	<p>◎行政 ・市民 ◎民間団体</p>			
	<p>文化財が持つそのものの価値や魅力に、別の価値や魅力を付加したより効果的な普及啓発事業を行う。文化財そのものが持つ雰囲気良さなどを活かし、専門家だけの目線によらないアプローチや既存の枠にとらわれないアイデアを具体化し、これまでに興味のなかった層へ佐倉の歴史文化、文化財を知る機会を増やしていく。 例としては、佐倉城跡でのアート&クラフトフェア・チバ「にわのわ」、旧堀田邸での音楽イベント「庭と音楽と夕暮れ」やスマートフォン向けRPGアプリ「天倫の桜」の活用などが挙げられる。</p>				

【大方針③ 効果的・継続的な情報発信】

▶方針④ 既存・新規のツールを活かした効果的な情報発信

若い世代を対象とした SNS 等の活用による情報発信をより戦略的に行い、文化財の情報をまとめた冊子の編集・発行・販売といった既存のツールを今後も活かした情報発信を行います。合わせて、令和5年（2023）3月より公開された「佐倉市デジタルアーカイブ」という新たなツールも活かしながら、効果的な情報発信に努めます。また、これらの措置を相互にリンクさせながら、方針⑤や⑫の文化財の展示に関わる措置とも相乗・波及効果を図ります。加えて、他部局や民間企業、団体、市民の取組みと連携した情報発信を推進していきます。

No.	措置(事業名)	取組主体	実施期間		
			前期	中期	後期
7	<p>●若い世代を対象とした SNS 等の活用による戦略的な情報発信</p>	<p>◎行政 ・市民 ・学校 ・民間団体</p>			
	<p>安価で幅広い情報発信が可能な SNS 等のサービスを活用した戦略的な情報発信を佐倉の歴史文化を「知らない」若い世代に向けて行う。発信にあたっては方針②～⑤、⑫などの措置と連動を図りながら実施していく。現在、様々な SNS が利用されている中で、最新の情報発信に長けた市内の中高生やインフルエンサーへの協力を仰ぎ、これまでアプローチが手薄だった層への定着を図る。</p>				
8	<p>●文化財の情報をまとめた冊子の編集・発行・販売</p>	<p>◎行政 ・学識者</p>			
	<p>『風媒花』や『めぐる たずねる しる佐倉』のように、佐倉の文化財や歴史文化を満遍なく紹介する冊子を編集・発行・販売する。また、『佐倉城絵図集成』（仮）のような個別の歴史文化の特徴、調査研究の成果をまとめた冊子の提供も行い情報発信に努める。方針⑤の展示の充実とも内容をリンクさせ、計画的に頒布を図る。</p>				
9	<p>●「佐倉市デジタルアーカイブ」による情報公開の推進</p>	<p>◎行政 ・所有者</p>			
	<p>令和5年3月より稼働・公開されている「佐倉市デジタルアーカイブ」上における文化財、歴史文化に関する情報の公開件数を増やし、通常公開していない文化財に触れる機会を提供する。公開にあたっては所有・保存管理などの理由で実際に見ることが難しい美術工芸品や考古・歴史資料などを中心に進める。措置7や方針⑤、⑫の措置と併用し、より効果的な発信に努める。</p>				
10	<p>他部局事業や民間企業、ボランティア団体、市民の取組みと連携した情報発信の推進</p>	<p>◎行政 ・市民 ・学校 ・民間団体</p>			
	<p>情報発信にあたって、文化財部局だけでなく、庁内各課で推進している取組みとの連携を図り、より効果的な発信とともに、他部局事業との相乗効果を促す。また、民間企業やボランティア団体、市民が主体的に行っている既存の取組みとも連携を図り、地域一体的な情報発信の推進を図る。</p>				

▶方針⑤ 歴史文化に関する継続的で幅広い展示の充実

本市の各地区に所在する多様な展示スペースにおいて、実物の文化財を直接目にする機会を提供し、展示を充実させるとともに、それぞれの機能や役割を見直し、継続的な情報発信に努めていきます。また、佐倉市立美術館においては、城下町の歴史文化を踏まえた展示を企画・実施し、より幅広い展示活動を行います。また、方針①や④との連携を図り、効果的な措置の実施を図ります。

No.	措置(事業名)	取組主体	実施期間		
			前期	中期	後期
11	<p>●歴史文化に関する文化財の実物展示と、各地区の展示スペースの機能・役割の見直し</p>	◎行政 ・学識者			
	<p>計画中に挙げた佐倉の歴史文化の特徴を踏まえた実物の文化財に関する展示を行い、常時あるいは定期的に文化財を直接見ることができる機会を提供する。文化財の把握調査によって得られた新たな成果もここで公開し、情報発信を進める。また、各地区にいくつかの展示スペースが点在するが、方針②の措置と連動する中でそれぞれの機能・役割をもう一度見直し、各地区・各展示スペースの特徴を活かした展示内容の充実を図る。</p>				
12	<p>佐倉市立美術館における城下町の歴史文化を踏まえた展示の企画・実施</p>	◎行政 ・学識者			
	<p>佐倉市立美術館は、かつての城下町の町人地があった場所に位置している地理的な特徴を活かし、城や城下町の歴史文化を踏まえたテーマによる展示を計画し、実施することで美術館の活動自体にもさらなる幅をもたせていく。</p>				

方向性②

「知っている」を「好き」に ～魅力向上・活用・保存～

【大方針① 他都市との差異を明確にしたブランディング】

▶方針⑥ 佐倉城跡や印旛沼の魅力を活かしたブランドイメージの確立

シティプロモーションにおける佐倉城跡や印旛沼に関する魅力を明確にし、観光グランドデザインにおけるターゲット戦略である「3つのとなり」において共有します。これを文化財の保存・活用の前提とし、佐倉の歴史文化に基づくブランドイメージの確立を図ります。

No.	措置(事業名)	取組主体	実施期間		
			前期	中期	後期
13	<p>●シティプロモーションにおける佐倉城跡や印旛沼に関する魅力の明確化</p> <p>市内外に向けたシティプロモーション事業と連動し、市の代表的な歴史文化の象徴として、佐倉城跡や印旛沼に関する魅力を掘り起こし、定住・交流に資するアピールポイントを明確にする。</p>	<p>◎行政 ・市民 ・所有者 ・民間団体</p>			
	「3つのとなり」を踏まえたターゲットの明確化	<p>◎行政 ・民間団体</p>			
14	<p>●佐倉学におけるSDGsや探求学習などの新しい観点による幅広い文化財の活用</p> <p>SDGsの教育体験プログラムのように、佐倉学における文化財の活用にあたって、SDGsや探求学習など新しい教育の観点を取り入れた事業の実施を検討する。身の回りの暮らしや土地利用、景観、生活文化の痕跡など地域の歴史文化をベースとし、その上で注目するものが文化財であるという視点を活かし、SDGs教育、探求学習の深化を図る。</p>	<p>◎行政 ◎学校 ・民間団体</p>			
	<p>佐倉市観光グランドデザイン「観光Wコア構想」におけるターゲット戦略である「3つのとなり」を踏まえ、市内へのツアーの誘致、PRイベントへの参加、市内、成田空港、近隣都市の交通・宿泊業者と連携した商品開発と文化財の活用をつなげていく。</p>				

▶方針⑦ 佐倉学に関する事業・体制の見直し

佐倉学における文化財の活用について事業・体制の見直しを図ります。見直しにあたっては、日常生活との関連、“身の回り”が文化財であるということをより実感し、佐倉学を学ぶ人々が佐倉の歴史文化をより自分事として関心が持てるようにしていきます。そのために、ボランティア団体など地域人材を活用した講師の育成・研修や、SDGsなどの新しい観点による幅広い情報・教材の導入を検討し、コンテンツの情報共有を図るための庁内各課との連携体制を構築します。

No.	措置(事業名)	取組主体	実施期間		
			前期	中期	後期
15	<p>ボランティア団体などの地域人材を活用した講師の育成・研修の実施</p> <p>学校教員だけでなく、文化財と関わりのあるボランティア団体などへの協力を仰ぎ、新たな外部講師の人材の確保、学校教員のスキルアップを図る研修等に参画する。</p>	<p>◎行政 ◎学校 ・民間団体</p>			
	<p>●佐倉学におけるSDGsや探求学習などの新しい観点による幅広い文化財の活用</p> <p>SDGsの教育体験プログラムのように、佐倉学における文化財の活用にあたって、SDGsや探求学習など新しい教育の観点を取り入れた事業の実施を検討する。身の回りの暮らしや土地利用、景観、生活文化の痕跡など地域の歴史文化をベースとし、その上で注目するものが文化財であるという視点を活かし、SDGs教育、探求学習の深化を図る。</p>	<p>◎行政 ◎学校 ・民間団体</p>			

No.	措置(事業名)	取組主体	実施期間		
			前期	中期	後期
17	佐倉学のコンテンツの情報共有に向けた 庁内各課との連携体制の構築	◎行政 ・学校			
	佐倉学における幅広い文化財の活用にあたり、庁内各課から佐倉学の題材となり得る情報・教材の提供などの連携を図る。				

▶方針⑧ 「歴史のまち佐倉」にふさわしいまち並み・沿道景観の形成

城下町や印旛沼といった佐倉を象徴する地域の景観において、デザイン性・視認性・統一性を向上させ、土地利用に応じたまち並みの連続性に配慮した沿道景観の誘導を促進していきます。

No.	措置(事業名)	取組主体	実施期間		
			前期	中期	後期
18	周囲の修景などによる景観の視認性・統一性の向上	◎行政 ・所有者 ・学識者 ・民間団体			
	城下町や街道沿いの宿場の趣きを感じさせる景観を継承するため、周辺の土地利用に配慮した景観誘導を行い、文化財やまち並みの視認性を高め、自然と調和した環境と一体的なデザインの形成を図る。				
19	まち並みの連続性に配慮した沿道景観の誘導	◎行政 ・所有者 ・学識者 ・民間団体			
	街道周辺の沿道空間における建造物の建て替えや低未利用地の増加などによる景観の魅力低下を防ぐため、建築物や工作物の配置を誘導し、まち並みの連続性を保全・創出する。				

【大方針② 教育・観光面での活用による魅力を繰り返し伝える機会の提供】

▶方針⑨ 体験型による新たな“楽しい”佐倉学の展開

佐倉学における文化財の活用を進めるにあたり、実際に体験し、楽しみながら学ぶことができる事業を展開します。文化財の現地見学や文化施設を活用した出前講座や検定などに、新しい教育の観点を取り入れます。さらに、身近な生活や環境もまた文化財であるという視点を活かし、各小学校の学区の歴史・自然を子どもたちが自ら探求する機会を提供するとともに、「佐倉市 GIGA スクール構想」における ICT の「学び」と文化財の「学び」を結びつけ、情報教育の展開にも寄与していきます。

No.	事業名	取組主体	実施期間		
			前期	中期	後期
20	文化財の現地見学や文化施設を活用した出前講座・検定の実施	◎行政 ・学校			
	歴史的建造物や史跡の現地見学や、図書館・美術館・展示スペースなどの文化施設の活動と連携した出前講座や、小中学校向けの佐倉学検定を実施するとともに、新しい教育の観点を取り入れ、新たな体験を提供し、佐倉学の定着を図り、佐倉の歴史文化・文化財に対する理解・愛着を深めていく。				
21	●各小学校区を対象とする 「わがまち探検隊」(仮)の結成	◎行政 ・学校 ・学識者 ・民間団体			
	身近な生活や環境が文化財であるという視点を活かし、すでに市内小学校で行われているまち探検のような各小学校区の歴史・自然を、児童が自分で調べる学習を深掘りできるようにする。学習にあたって学校・行政は、副読本「わたしたちの佐倉」などを活用しながら調べ方のアドバイスをし、学識者、民間団体によるサポートや地域の展示スペースなどでの成果発表の場を提供し、佐倉市の歴史文化や文化財に対する理解・愛着を深め、自ら探求することができる機会を増やしていく。				
22	●「佐倉市 GIGA スクール構想」と連携した ICT を活用した情報教育の展開	◎行政 ◎学校			
	「佐倉市 GIGA スクール構想」における ICT の「学び」への活用をするうえで、佐倉市の歴史文化、文化財の「学び」との連携を促進する。「佐倉市デジタルアーカイブ」との連携や歴史的建造物や史跡などの現場と学校を ICT によりつなげ、見学・説明を行うなどの情報教育を展開していく。				

▶方針⑩ 本市の特性を活かした新たな観光スタイルの展開

城下町としての特性を活かした体験プログラムの造成や、「学び」を提供するコンテンツが豊富であることを強みとした校外学習・教育旅行の誘致を図るなど、ニューツーリズムと潜在的なコンテンツを融合させた新たな観光スタイルを提案し、若い世代を中心とした観光客の誘致へと結びつけます。

No.	措置(事業名)	取組主体	実施期間		
			前期	中期	後期
23	<p>●日本遺産を活用した体験プログラムの造成・販売・ブラッシュアップ</p>	<p>◎行政 ◎民間団体</p>			
	<p>城下町佐倉における日本遺産「北総四都市江戸紀行」の構成文化財を活かした体験プログラムを行政・観光教委会・民間団体と協働して造成し販売する。販売と並行してモニターツアーなどを実施しながら内容のブラッシュアップを図る。</p>				
24	<p>●「学び」のコンテンツを活かした校外学習・教育旅行の誘致</p>	<p>◎行政 ・学校 ・民間団体</p>			
	<p>武家屋敷、旧堀田邸、佐倉順天堂記念館などの文化財施設や国立歴史民俗博物館、佐倉城跡などの佐倉地区の豊富な「学び」を提供するコンテンツを活かし、校外学習・教育旅行の誘致を図る。</p>				
25	<p>ニューツーリズムと潜在的なコンテンツを融合させた新たな観光スタイルの提案</p>	<p>◎行政 ・民間団体</p>			
	<p>日本遺産、城下町、印旛沼などの特徴を活かしつつ、観光の新たなニーズである「探求」「学び」を結び付けた観光のスタイルの提案を行い、若い世代を中心とした観光客の誘致を図る。</p>				

▶方針⑪ 観光客の誘致・消費促進に向けた拠点整備と連携体制の構築

観光客の誘致・消費促進に向け、佐倉市観光グランドデザイン「観光Wコア構想」の核の一つである「城下町地区」の観光拠点の整備し、低い地域経済循環率の改善を図ります。そして、日本遺産「北総四都市江戸紀行」の枠組みをうまく活用しながら、インバウンドも意識した県や他自治体、観光協会、旅行会社等との連携体制を構築していきます。

No.	措置(事業名)	取組主体	実施期間		
			前期	中期	後期
26	<p>「城下町地区」における観光拠点の整備</p>	<p>◎行政 ・民間団体</p>			
	<p>佐倉市観光グランドデザイン「観光 W コア構想」の2つの核の1つである「城下町地区」の観光拠点の整備にあたり、佐倉市の歴史文化の特徴を踏まえた要素を強みとして取り込み、より他都市と差異化されたサービスを提供し、観光客の誘致・消費促進につなげる。</p>				
27	<p>県や他自治体、観光協会、旅行会社等と連携したキャンペーンの実施</p>	<p>◎行政 ◎民間団体</p>			
	<p>日本遺産「北総四都市江戸紀行」の枠組みをうまく活用し、千葉県、成田市、香取市、銚子市とともに各市の観光協会、事業者と連携した取組み・キャンペーンの実施を図り、インバウンドの促進にもつなげる。</p>				

▶方針⑫ 誰でも気軽に訪れることができる回遊機能の強化と環境整備

アクセス性の向上や快適なまち歩き空間の創出、休憩場所の整備により、点在する文化財の間をつなぎ、滞在時間を延ばします。あわせて各地区の展示施設や観光施設、飲食店との相互利用を促進し、マップやデジタルデバイスと連動した案内板の設置により文化財の視認性・回遊性の向上を図ります。

No.	措置(事業名)	取組主体	実施期間		
			前期	中期	後期
28	拠点間をつなぐ交通手段の整備による アクセス性の向上	◎行政 ・民間団体			
	自動車や自転車、バス、鉄道といった各拠点を訪問する交通手段との円滑な接続に向けた結節点の整備や、交通事業者との連携を図る。				
29	快適なまち歩き空間の創出と休憩場所の整備	◎行政 ・民間団体			
	市民や観光客が各拠点内や拠点間を楽しく歩いてめぐることができるよう、安全で歩きやすい空間・導線の整備を図るとともに、回遊者が気軽に利用しやすい休憩場所の配置を検討する。				
30	各地区の展示施設や観光施設、飲食店等と連携した モデルコースの作成と相互利用の促進	◎行政 ・民間団体 ・市民			
	各地区の展示施設や観光施設、飲食店などの観光拠点と歴史文化を関連づけた新たなモデルコースを作成し、文化財の回遊性を向上させるとともに、文化財と観光拠点の相互利用を促進する。				
31	文化財に関するマップやデジタルデバイスと連動した 案内板の設置	◎行政 ・市民 ・所有者			
	案内板の設置にあたっては、既存の関連マップとの整合や、スマートフォンなどのデジタルデバイスとの連動により、文化財の視認性、回遊性の向上を図る。				

【大方針③ 佐倉の魅力の源となる文化財の適切な維持管理・整備】

▶方針⑬ 歴史的建造物の保存整備

すでに整備・公開されている武家屋敷・旧堀田邸・佐倉順天堂記念館などの文化財施設をはじめとする歴史的建造物の、日常の適切な管理と周期的な保存修理を計画的に行います。加えて、「城下町地区」の観光誘致・消費促進に向けて、旧今井家住宅・旧平井家住宅の効果的な活用・魅力向上のための保存整備を促進します。さらに、個人や寺社所有の文化財の計画的な補修を進めるための情報を収集し、大規模修繕が必要なものの内容の検討を進め、補助金などの支援も加えながら修繕の具体化を促進します。

No.	措置(事業名)	取組主体	実施期間		
			前期	中期	後期
32	<p>●文化財施設をはじめとする歴史的建造物の日常的な管理と周期的な保存修理</p>	◎行政			
	<p>武家屋敷・旧堀田邸・佐倉順天堂記念館などの文化財施設や、佐倉市立美術館のエントランスホールである旧川崎銀行佐倉支店など、すでに保存整備の措置がとられ公開・活用されている歴史的建造物の、日常の適切な管理と周期的な保存修理を計画的に行う。</p>				
33	<p>●旧今井家住宅・旧平井家住宅の効果的な活用・魅力向上のための保存整備</p>	◎行政 ◎民間団体			
	<p>「城下町地区」の観光誘致・消費促進に向け、地区内の旧今井家住宅・旧平井家住宅の効果的な活用・魅力向上のための保存整備のあり方を検討し、観光グランドデザインに即した保存整備を促進する。</p>				
34	<p>個人や寺社所有文化財の計画的な補修・大規模修繕の検討・促進</p>	◎行政 ◎所有者 ・学識者			
	<p>個人や団体、寺社が所有する歴史的建造物などの、計画的な補修を進めるための情報を収集する。大規模修繕が必要なものについては、修繕内容の検討を所有者、有識者とともに進め、補助金などの支援を加えながら具体化を促進していく。</p>				

▶方針⑭ 史跡・名勝・天然記念物の管理整備

佐倉城跡や本佐倉城跡・臼井城跡などの史跡や旧堀田正倫庭園などの名勝、天然記念物の適切な維持管理や見学の要件を維持・向上させるための整備を行います。あわせて、井野長割遺跡など今後の保存整備・活用が見込まれる史跡についても適切な維持管理を行い、保存・活用のあり方の検討を進めます。

No.	措置(事業名)	取組主体	実施期間		
			前期	中期	後期
35	<p>公開されている史跡・名勝・天然記念物の管理整備</p>	◎行政			
	<p>すでに公開されている佐倉城跡や本佐倉城・臼井城跡などの史跡、旧堀田正倫庭園などの名勝、天然記念物の適切な維持管理や見学の要件を整え、魅力の維持・向上に努める。</p>				
36	<p>井野長割遺跡などの史跡の保存整備の促進・活用のあり方の検討</p>	◎行政 ・学識者			
	<p>井野長割遺跡など今後の保存整備・活用が見込まれる史跡についても維持管理を適切に行いながら、今後の活用のあり方の検討を進め、保存整備の促進につなげていく。</p>				

方向性③

「好き」を「守りたい」に ～継承・担い手確保・体制整備～

【大方針① 市民の歴史文化への想いをかたちにするための支援】

▶方針⑮ 伝統芸能活動団体を「地域を元気にするプレイヤー」に

地域の伝統芸能の普及を促進し、活動団体の支援・育成と市民の理解・関心を高めていきます。継承活動に資する発表の機会や場、それに関する情報を提供し、市民に向けた発信も行います。また、継承活動におけるモデルケースとなりうる団体・事例のノウハウを地域で共有し、伝統芸能活動団体が文化財で地域を元気にするプレイヤー、アドバイザーとして活躍できるようにします。

No.	措置(事業名)	取組主体	実施期間		
			前期	中期	後期
37	●地域の伝統芸能の普及の促進	◎行政 ◎所有者 ・市民 ・民間団体			
	伝統芸能の発表の機会や場、それに関する情報を提供し継続的な支援・育成を行う。合わせて伝統芸能・行事に関する情報を市民向けに発信し、市民の伝統芸能に対する理解・関心を高める。				
38	●継承活動におけるモデルケースの確立と ノウハウ波及に向けた支援	◎行政 ◎所有者 ・民間団体			
	これまで継承活動を行ってきた中で、モデルケースとなりうる団体・事例のノウハウを、これから継承活動を本格化しようとする団体・地域で共有し、得られた成果が波及していくことで、新たな継承活動をスムーズに行うことができるよう支援していく。				

【大方針② 次世代の文化財を守る人材、担い手の確保・育成】

▶方針①⑥ 市民や民間団体等のニーズを踏まえた地域住民との連携体制の構築

次世代の文化財を守る人材や担い手の確保・育成のため、文化財や歴史文化に関わる市民や民間団体のニーズを把握します。また、自治会など地域の各種団体が連携・協力しながら地域課題の解決に向けて活動する地域まちづくり事業への支援を継続し、地域住民との連携体制を構築します。

No.	措置(事業名)	取組主体	実施期間		
			前期	中期	後期
39	文化財や歴史文化に関わる市民や民間団体等のニーズの把握	◎行政 ・市民 ・民間団体	●—————▶		
	文化財の保存・活用への市民の主体的・継続的な参加を促進するため、文化財や歴史文化に関わる活動等に対する市民や民間団体等のニーズ・実態を把握する。				
40	自治会が実施する地域まちづくり事業の支援	◎行政 ◎市民 ・民間団体	●-----▶		
	自治会などが実施する文化財の保存・活用に関連する地域まちづくり事業に対し、助成金の交付や技術的な支援を行い、地域の課題解決へと結びつけていく。				

▶方針①⑦ 歴史文化を受け継ぐ新たな担い手の育成と円滑な継承

文化財の新たな担い手として注目される民間団体等による文化財の利活用を促進する受け入れ体制を整えていきます。また、文化財の保存・活用を担うボランティア団体の活動支援や人材を受け入れるための窓口を設立し、文化財の円滑な継承を進めます。

No.	措置(事業名)	取組主体	実施期間		
			前期	中期	後期
41	民間団体等による短期・長期的な文化財の利活用の促進	◎行政 ・所有者 ◎民間団体	●-----▶		
	文化財の新たな担い手として、民間団体等による商業利用などの需要を想定し、保存と活用を両立した文化財の収益化に向けた積極的な利活用を促進する。				
42	文化財の保存・活用を担うボランティア団体の活動支援や窓口の設立	◎行政 ◎市民 ・民間団体	●-----▶		
	文化財の保存・活用に関する活動を行っているボランティア団体への活動支援を行うとともに、新たな人材を受け入れるための窓口を設立する。				

【大方針③ 文化財を支える体制の構築】

▶方針⑱ 文化財を守るための持続可能な保存・管理体制の構築

文化財に関わる各主体の役割分担を見直し、適切な保存・管理や防犯対策に向けた定期的な見回り、ヒアリングを行います。また、災害発生時の文化財の状況把握・保存整備体制を確立します。あわせて、市独自の文化財保護制度のあり方を見直し、持続可能な保存・管理体制へとつなげていきます。

No.	措置(事業名)	取組主体	実施期間		
			前期	中期	後期
43	文化財に関わる各主体の役割分担の明確化とその周知	◎行政 ・所有者 ・審議会 ・民間団体			
	文化財の所有・管理状況を把握し、行政・所有者・管理者・民間団体・事業者といった文化財に関わる様々な主体が文化財の保存・活用に対する共有の認識のもと役割を担っていることを確認、その周知を図る。				
44	適切な保存・管理や防犯対策に向けた定期的な見回りとヒアリングの実施	◎行政 ・所有者 ・民間団体			
	盗難被害などから文化財を守る防犯対策のため、市内の文化財の見回りを実施し、所有者・管理者へのヒアリングを通じて、文化財の保存・管理状況の定期的な確認を行う。				
45	災害発生時の文化財の状況把握・保存整備の体制構築	◎行政 ・市民 ・所有者 ・民間団体			
	国・県と連携し、災害発生時における文化財の被害状況の確認と情報共有、円滑な応急措置に向けた体制を構築する。また、日常的な文化財防災意識の普及啓発や、消防設備などの予防体制の確立を図る。				
46	今後の市独自の文化財登録制度の検討	◎行政 ・審議会 ・学識者			
	佐倉市市民文化資産や市登録有形文化財制度などの市独自の文化財保護の施策の周知と活用を図るとともに、文化財の保存・活用を促進するための制度として、独自の文化財登録制度のあり方を検討する。				

▶方針⑲ 文化財を守るための持続可能な財源の確保

文化財の所有者、伝統芸能活動や史跡の保全・環境整備を行う団体に対して文化財の維持のための補助金の交付、各種民間の助成金などの申請・導入の支援を行います。また、文化財施設の入館料・使用料などの収入の維持・拡大を図るとともに、ふるさと納税などによる更なる財源の確保に努めます。

No.	措置(事業名)	取組主体	実施期間		
			前期	中期	後期
47	●文化財の所有者・管理者・伝承団体への補助金の交付や民間助成金の導入支援	◎行政 ・所有者			
	文化財の所有者・管理者・伝承団体の活動を支援するため、佐倉市文化財保存整備事業補助金を交付するとともに、市以外の補助金、民間等の助成金の導入を促すため、それらの情報提供・申請支援を行う。				

No.	措置(事業名)	取組主体	実施期間		
			前期	中期	後期
48	●文化財施設の入館料・使用料などの収入の維持・拡大	◎行政 ・所有者 ・民間団体			
	文化財施設の入館料・施設使用料・撮影使用料による収入を今後も維持・確保していく。あわせて現況分析を行いながら、入館者増・利用者増に関わる措置と結び付け拡大を図り、財源を確保していく。				
49	ふるさと納税・クラウドファンディングの導入による財源の維持・拡大	◎行政 ・市民 ・所有者 ・民間団体			
	ふるさとまちづくり応援寄付推進事業による日本遺産の保存・活用のためのふるさと納税を引き続き導入するとともに、事業の性格を鑑みながらクラウドファンディングなどの資金調達への導入も検討する。				
50	資金調達に向けた継続的な情報収集の実施	◎行政 ・審議会 ・学識者			
	文化財を守るための財源の確保のため、各種補助金、助成金、資金調達のあり方に関する状況の収集に努め、佐倉の文化財の現況・特徴にあわせた導入を図っていく。				

▶方針⑳ 文化財の望ましい保存環境の構築・提案

文化財の保存環境の構築にあたり、その実態を調査しニーズを把握したうえで、各関係者との情報共有を図り、より望ましい保存環境の提案を行います。また、埋蔵文化財の適切な保存のため諸手続きの見直しや、調整に必要な情報の収集に努めます。関連機関から情報提供を受けながら、様々な条件下での保存の可能性を模索していくためにも、専門職員・担当職員のスキルアップを図ります。

No.	措置(事業名)	取組主体	実施期間		
			前期	中期	後期
51	●保存環境の実態に関する調査と、より望ましい保存環境の構築・提案	◎行政 ◎所有者 ・学識者 ・民間団体			
	個人・団体などが所有する文化財で扱いの難しい美術工芸品、歴史資料の保存環境について、実態の調査と所有者のニーズを把握し、各関係者との情報共有を図り、関連機関からの助言や情報提供をもとにより望ましい保存環境の構築・提案を行う。				
52	●埋蔵文化財の保護に関わる諸手続きの見直し	◎行政 ・所有者 ・民間団体			
	埋蔵文化財の保護にあたり、将来の保存目的の調査や、開発事業と保存との調整に必要な情報を把握する。また事業者からの届出に関するフローや問い合わせ対応、調整などの体制や情報発信に努め、適正かつスムーズな事務処理を行い、適切な保存の措置を講じる。				
53	文化財所有者・管理者や関連機関との連携を図る専門職員・担当職員の育成	◎行政 ・学識者			
	文化財の保存環境の構築のためには、関係機関からの専門的な助言や情報提供を受け、所有者・管理者との調整を図りながら、様々な条件下での保存の可能性を模索することとなる。これに対応するため、専門職員・担当職員は各種研修などに参加し、最新の情報を入手しスキルアップを図る。				

▶方針②① 展示スペースの確保とネットワーク化による「まちの博物館化」

各地区の展示スペースを確保・維持し、点在する各展示をネットワーク化し「まちの博物館化」を目指します。そして、これを担う文化財担当部局の体制も確保し、文化財を統括し、マネジメントを担う学芸員をはじめとした専門人材の育成を行います。

No.	措置(事業名)	取組主体	実施期間		
			前期	中期	後期
54	●展示・収蔵スペースの確保・維持とネットワーク化	◎行政			
	各地区の展示・収蔵スペースの内容・機能の見直しにより、今後も確保・維持に努める。市の歴史文化に関わる古文書、歴史資料等は佐倉図書館（市史編さん担当）、美術工芸品等は佐倉市立美術館、考古資料、民俗資料等は文化課が保管・受け入れをしているが、それぞれの役割を再度明確にしたうえで面的な繋がりを持たせる。加えて、点在している各展示のネットワーク化による「まちの博物館化」を目指し、文化財部局による市内の文化財の統括や連動を図る。				
55	文化財の保存・活用を担う 文化財担当部局としての体制と人材の確保	◎行政			
	文化財担当部局として、文化財を統括していくための適切な人員の配置と、体制の確保を図る。その中で学芸員をはじめとする専門人材を確保し、佐倉の歴史文化に精通し文化財のマネジメントを担う人材としての育成を行う。				

▶方針②② 地域計画の推進・進行管理による実効性の確保

将来像の実現に向け、関連する既存の施策・事業の評価・検証を行いながら、最適な保存・活用の手法を選択していきます。そのための地域計画の推進に向けた進捗管理体制を確立し、定期的な評価・検証を踏まえ、段階的な施策の展開を図り、実効性を確保していきます。

No.	措置(事業名)	取組主体	実施期間		
			前期	中期	後期
56	既存の施策・事業に関する評価・検証	◎行政 ◎審議会			
	将来像の実現に向け、文化財の保存・活用に直接的に関わる措置だけでなく、関連する既存の施策・事業の評価・検証を行い、他市町村の取組みも継続的に参考にしたうえで、佐倉市における最適な保存・活用の手法を選択する。				
57	地域計画の推進に向けた進捗管理体制の確立	◎行政 ◎審議会			
	地域計画の推進にあたり、文化財部局だけでなく、関連する庁内他部局との連携強化を図り、文化財審議会による措置の進捗管理を行う。				
58	定期的な評価・検証を踏まえた段階的な施策の展開	◎行政 ◎審議会			
	地域計画の実行性を確保するため、上位・関連計画と連動した各措置の定期的な評価・検証を行い、進捗管理を行う。また、必要に応じて柔軟な見直しを行い、予算・規模を踏まえた段階的な施策の展開を図る。				

第3節 文化財の保存・活用に向けた推進体制

佐倉市では、行政・民間など様々な人々・団体が文化財の保存・活用に関わっています。

令和5年4月現在の本市の文化財の保存・活用に向けた推進体制は次の通りです。

(1) 取組主体

① 行政

【佐倉市】

本市では、文化財の保存・活用に関する業務全般を文化課文化財班（教育委員会教育部）の所管としています。これに関連する部署と主な業務内容・職員の配置状況は次の通りです。

部署名	主な業務内容	職員の配置状況
教育委員会教育部		
文化課	<ul style="list-style-type: none"> 文化財の保存・活用に関すること 文化・芸術活動の振興に関すること 	職員 11 名うち文化財班 8 名 埋蔵文化財の専門職員 5 名 ※ 1 名 (公財) 印旛郡市文化財センター 派遣 美術工芸品の専門職員 1 名 民俗文化財の専門職員 1 名
佐倉市立美術館	<ul style="list-style-type: none"> 佐倉・房総ゆかりの作家作品・資料の研究・収集、保管、展覧会の開催 佐倉の文化財・歴史文化に関する展示公開 	職員 6 名 美術の専門職員 4 名
社会教育課	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習、佐倉学に関すること 社会教育施設の管理運営に関すること。 	職員 8 名
佐倉図書館	<ul style="list-style-type: none"> 図書館施設の管理運営に関すること 佐倉市史編さん事業に関すること 古文書・歴史資料等の研究・収集、保管 	職員 9 名 市史編さんの専門職員 1 名
指導課	<ul style="list-style-type: none"> 市内の幼・小・中学校における教科の指導 各領域の教育活動に関すること 	職員 13 名
産業振興部		
佐倉の魅力推進課	<ul style="list-style-type: none"> 観光施策に関すること シティプロモーションに関すること 	職員 10 名 ※ 1 名 (公財) 佐倉市観光協会派遣
都市部		
都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画・都市景観に関すること 公共交通に関すること 	職員 12 名
公園緑地課	<ul style="list-style-type: none"> 公園・緑地の維持管理に関すること 公園の民間活用に関すること 	職員 16 名

企画政策部		
企画政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市政の政策の総合調整に関すること ・ ふるさと納税、定住促進に関すること 	職員 14 名
広報課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の広報活動に関すること ・ 広報紙、広報番組に関すること 	職員 10 名

【国・県】

文化財の保存・活用に係る国・県の関係機関は、次の通りです。

名称	取組み内容	備考
文化庁	国指定・登録等の文化財に関する業務。 地域計画への指導助言に関する業務。	
千葉県教育庁教育振興部文化財課	埋蔵文化財の届出等に関する取扱いの協議・決定。国・県指定文化財等に関する業務。文化財の普及・管理に関する業務。文化財の保存・活用に係る国・県・市町村の連絡調整。	
日本遺産北総四都市江戸紀行活用協議会	日本遺産「北総四都市江戸紀行」を活用した北総四都市の地域の活性化・観光振興及び構成文化財をはじめとする歴史的資源の保存・次世代への継承を目的とし各種事業を実施。千葉県文化財課が事務局となり、県と四都市の文化財部門、観光振興部門のほか、千葉県観光物産協会、各市の観光協会・商工会議所、国立歴史民俗博物館、房総のむらなどが構成団体となっている。	
独立行政法人国立文化財機構文化財防災センター	頻発する各種の災害から文化財をまもり、災害発生時の救援・支援を多くの組織や専門家の協力によって迅速かつ効果的に実施するために開設。地方指定や未指定の文化財も県を通じて支援を受けることが可能。	

② 市民

文化財の保存・活用に関わる市民、団体は、次の通りです。

名称	詳細
市内在住・在勤者	佐倉市内に在住・在勤するすべての人々。
本市の文化財・歴史文化に興味をもつ人々	佐倉市内外を問わず興味・関心をもつ人々。
各自治会・各まちづくり協議会・各商店会等	住民主体で地域まちづくり事業等を推進する人々。

③ 所有者

文化財の所有者及び管理団体・伝承団体は、次の通りです。

団体の名称	主な活動内容
佐倉囃子保存会	「佐倉囃子」（市指定無形民俗文化財）の伝承。
青菅のどんどれえ保存会	「青菅のどんどれえ」（市指定無形民俗文化財）の運営。
長熊廃寺跡史跡保存会	「長熊廃寺跡」（県指定史跡）の管理。
勝間田の池保存会	「勝間田の池」（市指定名勝）の管理。
佐倉山車人形保存会	「旧佐倉町の祭礼用具」（市指定有形文化財）の管理、普及啓発。
坂戸踊躍念仏講	「坂戸の念仏」（県指定無形民俗文化財）の伝承。
武術立身流	「武術立身流」（県指定無形文化財）の伝承。
佐倉麻賀多神社神輿渡御保存会	「佐倉麻賀多神社神輿渡御」（市指定無形民俗文化財）の伝承。
その他文化財の所有者・管理者	文化財の所有・管理。

④ 審議会

文化財の保存・活用に関わる審議会等は、次の通りです。

名称	審議・取組み内容	委員（敬称略）
佐倉市文化財審議会	市の区域内に存する文化財の保存及び活用に関する重要事項の調査審議。また、これらの事項について教育委員会への建議。	委員 9 名 委員長 ・濱島正士（建築史） 委員 ・高橋龍三郎（考古学） ・遠山成一（日本中世史） ・外山信司（日本中世文学史） ・原正利（生物） ・是澤博昭（民俗） ・原田一敏（美術工芸） ・高見沢美紀（日本近世史） ・小林裕美（民俗）
佐倉市市民文化資産運用委員会	市民文化資産及び地域文化活動の振興に関する重要事項の調査審議。	委員 5 名 委員長 ・小島道裕（歴史） 委員 ・水越雅信（芸術） ・森永良丙（建築） ・小野由美子（市民公募） ・坂本朋子（市民公募）
史跡井野長割遺跡整備検討委員会	国史跡井野長割遺跡の史跡整備、活用についての検討。	委員 6 名 委員長 ・山田昌久（学識経験者） 委員 ・山田康弘（学識経験者） ・田代順孝（学識経験者） ・高橋龍三郎（学識経験者） ・阿部昭典（学識経験者） ・田村孝則（市民公募） ・蕨由美（市民公募）

⑤ 学識者

文化財の保存・活用に関わる学識者等は、次の通りです。

名称	詳細	
学識経験者	佐倉市の文化財・歴史文化を研究する研究者、造詣が深い有識者等。	
名称	詳細	
専門機関	文化財の保存・活用や歴史文化に関わる研究・活動を行っている専門・研究機関。	
	佐倉市と連携協定を結んでいる機関名	協定締結年月
	国立歴史民俗博物館	平成 28 年 (2016) 2 月
名称	詳細	
高等教育機関	佐倉市の文化財・歴史文化に関する研究・教育を行う大学等の高等教育機関。	
	佐倉市と連携協定を結んでいる機関名	協定締結年月
	学校法人女子美術大学	平成 24 年 (2012) 4 月
	学校法人順天堂	平成 24 年 (2012) 10 月
	学校法人東邦大学	平成 26 年 (2014) 3 月
	千葉敬愛短期大学	平成 26 年 (2014) 8 月
	東京情報大学	平成 27 年 (2015) 1 月
	敬愛大学	平成 27 年 (2015) 2 月
	東京大学大学院農学生命科学研究科	平成 27 年 (2015) 7 月
	日本大学生産工学部	平成 29 年 (2017) 3 月
	津田塾大学	平成 29 年 (2017) 9 月

⑥ 民間団体

文化財の保存・活用に関わる民間団体・関係機関は、次の通りです。

名称	取組内容	備考
公益財団法人 印旛郡市文化財センター	印旛郡市（佐倉市、成田市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町）をはじめとする遺跡等埋蔵文化財の発掘調査事業、文化財保護の普及啓発に関する事業を実施。	
公益社団法人 佐倉市観光協会	佐倉市における観光事業の振興及び地域の活性化に貢献し、地域文化の向上及び地域経済の発展に寄与する事業を実施。	日本遺産北総四都市江戸紀行活用協議会の構成団体
佐倉商工会議所	市内で事業を営む事業者が会員となり、地域における商工業の総合的な発展を図る。	日本遺産北総四都市江戸紀行活用協議会の構成団体
NPO 法人佐倉一里塚	佐倉の歴史遺産を次世代に継承するために、歴史遺産のガイド・佐倉学学習の手伝い・講演事業・イベントなどの活動を進め、ふるさと再生・まちづくりへの有効活用に着目。	
文化財ボランティアガイド 佐倉	佐倉を訪れる人々に、旧堀田邸、武家屋敷、佐倉順天堂記念館等の文化施設を中心にガイドを行い、文化財に対する理解と魅力を広く伝えるとともに新しい佐倉のまちづくりに資する活動を行う。	
にわのわ実行委員会	佐倉城跡（佐倉城址公園）を本会場とするアート・クラフト・地域に密着した食・産業・文化などを柱とした「にわのわ アート&クラフトフェア・チバ」を実施。	
市内の博物館・資料館及びその他の展示施設等		第2章（6）参照
本市の文化財の保存・活用に興味・関心を持つその他の民間事業者		

⑦ 学校

文化財の保存・活用に関わる学校は、次の通りです。

名称	詳細
市内の小学校	佐倉市内の市立小学校 23 校
市内の中学校	佐倉市内の市立中学校 11 校
市内の高等学校	佐倉市内の県立高等学校 4 校
市外の小学校・中学校・高等学校	佐倉市外の小学校・中学校・高等学校

(2) 計画の推進と進捗管理・評価の方法

本計画の推進に当たっては、庁内関係部局との連携・調整に努め、相互の施策の共有・調整を図りつつ、随時、協議・連携の場を設けることで、効率的かつ効果的な措置の推進を目指します。また、関係機関・民間団体と協働を図るとともに、文化財の所有者・管理団体・継承団体等のニーズを把握しながら進めます。県内・県外広域にわたる事業の実施に際しては、県内の関係機関の枠組みをうまく活用することで効果的・効率的な取組みの推進を図ります。

なお、本計画に位置付ける措置のうち、市の事務事業に関しては、市の施策や事業として取組みを進めていくこととなります。市の施策や事業の進捗管理や自己評価等に関しては、行政評価システムを導入しており、本計画の措置に関しても行政評価システムの PDCA サイクルにより進捗管理や自己評価を実施していきます。加えて、進捗管理や自己評価結果の概要について、定期的に佐倉市文化財審議会に報告し意見を徴することで、より客観的な進捗管理・評価としていきます。